

家族法制部会第15回会議・議事速報

2022年6月7日、法制審議会・家族法制部会の第15回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

本会議では、部会資料14に基づき、養子制度と財産分与制度に関する規律について、調査審議が行われた。

まず、養子制度については、未成年者を養子とする養子縁組において、家庭裁判所の許可の可否など、その成立要件についての議論が行われた。そこでは、例えば、家庭裁判所が関与する手続を履践することによって、養親となろうとする者が法的に親になることを自覚する契機になりえることや、養子の意思を聴取する機会が増えるため、子の福祉にかなうと考えられるとして、未成年者を養子とする養子縁組全件につき家庭裁判所の許可が必要であるという意見などが出された。その一方で、現行法において家庭裁判所の許可が不要とされている類型の養子縁組に関する許可基準等が不明確である上、仮に却下したとしても、実態としては、養親となろうとする者が養子となろうとする者と共同生活を送ることが想定される結果、実態と整合しない法的状態を作出することになり、かえって養育環境が悪化するのではないかという懸念を示す意見も出された。

このほか、未成年者を養子としようとする場合における実父母の関与の在り方（例えば、その養子縁組をするかどうかの意思決定に、親権を有しない実父母が関与することを認めるか）や、未成年養子縁組がされた後にその養子について親権を行使する者が誰か、養子縁組がされた後の当該養子に対する父母間の扶養義務の程度・関係をどのように定めるか、離縁をするために家庭裁判所の許可を必要とするかなど、様々な論点について幅広く議論がされた。

続いて、財産分与制度については、財産分与の目的・理念について、当事者間の衡平を図ることのほか、補償的要素を明示すべきであるとの意見が出された一方で、補償の根拠が不明確であるとの意見、当事者間の衡平には補償の要素も含まれるとの意見などが出された。また、家庭裁判所が財産分与の審判をする場合に、どのような事情を考慮すべきであるか、どのような基準によりその分与の額や方法を判断すべきかについて議論がされたほか、家庭裁判所に対する財産分与の請求をすることができる期間の見直しについて議論が行われた。さらに、財産分与の協議や裁判手続における相手方の財産の開示に関して、実効性を確保するための新たな規律を設ける必要があるとの意見が出された。

次回の会議以降は、中間試案のとりまとめに向けた議論が行われることとされた。

※本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。